

指定居宅介護支援事業

宍戸苑指定居宅介護支援事業所
運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人
慈 永 会

宍戸苑指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈永会が開設する宍戸苑指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）を適正に運営するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が（以下「専門員」）、要介護状態等になった高齢者等に対し、適正な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な福祉サービス及び保険医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 宍戸苑指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 笠間市橋爪462番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理、指定介護支援の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、関係法令及び規定を遵守させる。
- 2 介護支援専門員 4名
専門員は、厚生省令38号13条に基づき、居宅サービス計画を作成し利用者の申込に係わる調整、実施状況の把握に務める。
介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は、介護保険法に準じた取り扱い人数とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 この事業は毎週月曜日から日曜日までとし、1月1日から1月3日までの年始を特別休暇とする。
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、勤務時間も同じとする（添付1）

(指定居宅介護支援提供方法及び内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができる。
- 2 専門員は1ヶ月毎、あるいは必要と思われる場合は随時訪問し、利用者及び家族と面接しその状態の把握に努めることとする。
- 3 専門員は利用者からの相談が有れば事業所相談室において、又は場合によっては利用者宅において相談を受けるものとする。
- 4 専門員は支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。なお課題の分析について使用する課題分析は「居宅サービス計画ガイドライン」を用いる。
- 5 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。
- 6 利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- 7 専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 8 専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護支援を行う場合に要した交通費はその実費負担を求める。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。

- ・事業所から片道がおおむね10km未満の場合は 300円
- ・事業所から片道がおおむね10km以上の場合は10kmを超えた距離1km当り20円を加算

3 前項の場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用についての文書を交付説明し了承を得てからサービスの提供を行うものとする。

(通常の事業の実施地域及びサービス提供困難時の対応)

第8条 事業所の通常の実施地域は笠間市全域とする。

町外の利用者申し込みに対して、サービス提供が困難と思われる場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講ずる。

(介護支援専門員の身分証明の提示)

第9条 事業所の専門員は常に身分証明所を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときはこれを提示する。

(秘密保持)

第10条 事業所の専門員及びその他の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。これに違反した場合は、即刻解雇に処する。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所の介護支援専門員等の資質向上を図るために研修を確保する。

- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈永会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。
- 3 事業所は、毎年4月1日から翌年の3月31日を会計期間とする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(事故発生時の対応)

第14条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第15条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・責任者の選定 管理者が責任者を兼ねる
- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- ・虐待等に対する相談窓口の設置
- ・その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(附 則)

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

但し、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成等については、平成11年10月1日から行うものとする。

一部改正 平成18年4月1日

一部改正 令和6年4月1日

| 開始時間 | 事務 | 支援 | | | 託児 | | | 開始時間 | 花水木・こぶし | | | | | 開始時間 | | | | | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|---------|-------|-------------|-------------|-------|-------------|-------------|-------|-------------|-------------|--------|-------|
| | | 早 | 遅 | 早勤 | 日勤 | 遅勤 | A勤 | | 日勤 | 夜勤 | A勤 | 準勤 | 日勤 | | P勤 | 夜勤 | | | | |
| 勤務 | 自 | 9:00 | 8:15 | 8:30 | 8:30 | 6:30 | 9:00 | 9:45 | 7:30 | 自 | 9:00 | 7:00 | 10:00 | 16:30 | 6:00 | 8:00 | 10:00 | 12:00 | 21:00 | 自 |
| | 至 | 18:00 | 17:30 | 17:45 | 17:30 | 15:30 | 18:00 | 18:45 | 18:00 | 至 | 18:00 | 16:00 | 19:00 | 9:30 | 15:00 | 17:30 | 19:00 | 21:00 | 6:00 | 至 |
| 休憩 | 自 | 12:45 | 11:15 | 12:45 | 12:45 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | | 自 | 12:45 | 1:45 | 12:45 | | 10:30 | 12:00 | 13:00 | 15:30 | | 自 |
| | 至 | 14:00 | 12:45 | 14:15 | 14:00 | 14:00 | 14:00 | 14:00 | | 至 | 14:00 | 12:00 | 14:00 | | 11:45 | 13:15 | 14:15 | 16:45 | | 至 |
| 6:00 | | | | | | 6:30 | | | | 6:00 | | | | 6:00 | | | | | | 6:00 |
| 7:00 | | | | | | ~ | | | | 7:00 | 7:00 | | | | | | | | | 7:00 |
| 8:00 | | 8:15 | 8:30 | 8:30 | | | | | | 8:00 | | | | | 8:00 | | | | | 8:00 |
| 9:00 | 9:00 | ~ | ~ | ~ | | 9:00 | | | | 9:00 | 9:00 | | 9:30 | | | | | | | 9:00 |
| 10:00 | | | | | 10:00~10:15 | | 9:45 | | | 10:00 | | 10:00 | | | | | 10:00 | | | 10:00 |
| 11:00 | | | | | | | | | | 11:00 | 10:45~12:00 | | | 10:30~11:45 | | | | | | 11:00 |
| 12:00 | | 11:15~12:45 | | | | | | | | 12:00 | | | | | 12:00~13:15 | | | 12:00 | | 12:00 |
| 13:00 | 12:45~14:00 | | 12:45~14:15 | 12:45~14:00 | | 13:00~14:00 | | | | 13:00 | 12:45~14:00 | 12:45~14:00 | | | | | 13:00~14:15 | | | 13:00 |
| 14:00 | | | | | | | | | | 14:00 | | | | 15:00 | | | | | | 14:00 |
| 15:00 | | | | | | 15:30 | | | | 15:00 | | | | | | | | | | 15:00 |
| 16:00 | | | | | | | 15:45~16:00 | | | 16:00 | 16:00 | | | | | | | 15:30~16:45 | | 16:00 |
| 17:00 | ~18:00 | ~17:30 | ~17:45 | ~17:30 | | | | | | 17:00 | ~18:00 | | 16:30 | | ~17:00 | | | | | 17:00 |
| 18:00 | | | | | | | | 18:45 | | 18:00 | | | | | | | | | | 18:00 |
| 19:00 | | | | | | | | | | 19:00 | | 19:00 | | | | | | | | 19:00 |
| 20:00 | | | | | | | | | | 20:00 | | | | | | | | | ~21:00 | 20:00 |
| 21:00 | | | | | | | | | | 21:00 | | | | | | | | | | 21:00 |
| 22:00 | | | | | | | | | | 22:00 | | | | | | | | | | 22:00 |
| 23:00 | | | | | | | | | | 23:00 | | | | | | | | | | 23:00 |
| 0:00 | | | | | | | | | | 0:00 | | | | | | | | | | 0:00 |
| 1:00 | | | | | | | | | | 1:00 | | | 1:30 | | | | | | | 1:00 |
| 2:00 | | | | | | | | | | 2:00 | | | | | | | | | | 2:00 |
| 3:00 | | | | | | | | | | 3:00 | | | | | | | | | | 3:00 |
| 4:00 | | | | | | | | | | 4:00 | | | | | | | | | | 4:00 |
| 5:00 | | | | | | | | | | 5:00 | | | | | | | | | ~6:00 | 5:00 |